

東松山市税条例の改正概要

【平成29年3月】

社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律等の一部を改正する法律（平成28年法律第86号）が制定されたことにより、東松山市税条例が改正されました。

1 住宅借入金等特別税額控除の適用期限の延長

個人住民税における住宅借入金等特別税額控除の適用期限が平成31年6月30日から平成33年12月31日まで延長となりました。

【施行日：平成29年4月1日】

2 法人市民税法人税割の税率改正

法人住民税法人税割の税率引下げの時期が変更となったことに伴い法人市民税法人税割の税率を改正しました。

現 行	10.6%
平成29年4月1日以後 に開始する事業年度	資本金等の額が1億円超の法人又は法人税額が年400万円を超える法人 12.1%
	資本金等の額が1億円以下で、かつ、法人税額が年400万円以下の法人 9.7%
平成31年10月1日以後 に開始する事業年度	資本金等の額が1億円超の法人又は法人税額が年400万円を超える法人 8.4%
	資本金等の額が1億円以下で、かつ、法人税額が年400万円以下の法人 6.0%

【施行日：平成29年4月1日、平成31年10月1日】

3 軽自動車税における環境性能割の導入時期の変更

軽自動車税における環境性能割の導入の時期が平成29年4月1日から平成31年10月1日に変更となったことに伴い改正しました。

【施行日：平成31年10月1日】